法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

6．社会保障分野って？

年金分野

年金の資格取得、確認、給付を受ける際などに利用されます。

労働分野

雇用保険などの資格取得・確認、給付を受ける際などに利用されます。

福祉・医療・その他分野

医療保険などの手続き、福祉分野の給付を受けるとき、生活保護の実施など、低所得者対策の事務などに利用されます。

7．通知カードと個人番号カード

7－a　通知カードって？

通知カードには、氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報とマイナンバーが記載されます。顔写真が記載されないので、身分証明書としては使用できません。

7－b　通知カードを紛失したら

住民課に連絡してください。一定の手続きを経たうえで、通知カードを再発行するか、個人番号カードの交付申請を行なっていただくことになります。

7－c　個人番号カードって？

住民基本台帳カードと同様、表面に氏名・住所・生年月日・性別の基本情報と顔写真、裏面にマイナンバーが掲載されます。公的な身分証明書として利用できます。

7－d　個人番号カードは強制？

個人番号カードは、本人の申請により交付されますので、その取得は義務ではありません。

7－e　通知カードを持っていて、個人番号カードを持っていない場合、窓口での手続きは可能？

通知カードは、顔写真が記載されないので、運転免許証やパスポートなどの顔写真付の公的な身分証明書などを提示する必要があります。

7－f　個人番号カード交付時の本人確認

原則として、ご本人が住民課の窓口に出向き、本人確認を行なったうえで、交付します。ただし、病気や障がいなどにより出向くことが難しい場合は、ご本人が指定する代理人による受け取りも可能です。交付手数料は、本人の責による再発行の場合を除き、無料です。なお、住基カードを取得している場合は、返却する必要があります。

7－g　個人番号カードを紛失したら？

第三者による不正使用などを防止するため、カードの一時停止処理をしますので、個人番号カードコールセンターに連絡してください。再交付の手続きは住民票のある市区町村で行なってください。（再交付の手続きには費用がかかります。）

▼個人番号カードコールセンター
☎0570・783・578
月曜日～金曜日　8時30分～22時
土日祝日　9時30分～17時30分
※年末年始（12月29日～1月3日）を除く
※個人番号カードの一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

7－h　個人番号カードのICチップから情報が筒抜けになるのでは？

税や年金情報など、プライバシー性の高い情報は記録されません。カード面に記載されている情報や、公的個人認証の電子証明書などに限られています。

7－i　個人番号カードを民間での利用はできるの？

個人番号カードの表面には、基本情報と顔写真が掲載されますので、身分証明書として利用できます。ただし、書き写したり、コピーをとることは法律で禁止されています。

7－j　個人番号カードの有効期限は？

個人番号カードの有効期限は、20歳以上の人は10年（発行の日から10回目の誕生日まで）、20歳未満の人は、5年（発行の日から5回目の誕生日まで）となっています。

個人番号カードの様式

表面（案）

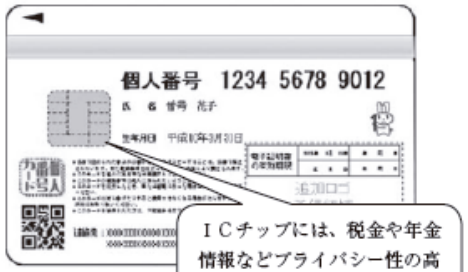

裏面（案）

ＩＣチップには、税金や年金情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。

出典：総務省「社会保障・税番号制に向けた準備について」

手続き編

各種手続きの際に、窓口では本人確認のために、個人番号が必要になります。個人番号カードをお持ちの場合は、個人番号を提示してください。また、お持ちでない場合は、通知カードと運転免許証やパスポートなど写真付きの公的機関が発行する証明書が必要になります。

1．転入・転出

引っ越しなどにより、居住することになる市区町村に転入届を提出する際、通知カードか個人番号カードのいずれかを提出し、カードの記載内容を変更する必要があります。それ以外の場合でも、通知カードあるいは個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更する必要があります。

2．出生

子どもが生まれて、出生届を出すとマイナンバーが決まります。マイナンバー通知カードは、後日、簡易書留で郵送されます。

3．国民健康保険制度

4．後期高齢者医療制度

5．公費医療（乳幼児・子ども医療制度、重度障害者医療制度、ひとり親家庭等医療制度）

国民健康保険への加入および脱退、各種保険証の再発行、限度額認定証の発行、高額療養費支給申請など各種手続きの際、個人番号カードまたは通知カードと運転免許証やパスポートなど写真付きの公的機関が発行する証明書が必要になります。

国民年金・厚生年金の手続き

国民年金や厚生年金についてのマイナンバーの利用開始は、平成29年1月からの予定です。平成28年1月現在、マイナンバーの記入はできません。

▼問合せ先　須恵町役場　住民課
☎932・1467（ダイヤルイン）
・転入、転出や出生に関すること
☎932・1151
（内線111・112）
・保険や医療証などに関すること
☎932・1151
（内線115・116）

さまざまな場面で使うマイナンバー

行政手続き

国民健康保険、介護保険、年金、児童手当などの福祉サービス申請時に記載

（年金は平成29年1月からの予定です。）

税　金

所得税、確定申告書、届出書に記載

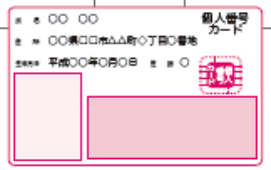

証券会社・保険会社

株式の配当や保険金の支払などを受ける際に会社にマイナンバーを提示し、法定調書などに記載

勤務先

勤務先にマイナンバーを提示し源泉徴収などに記載